

令和7年3月17日

福岡自治研修センターの御利用者 様

福岡自治研修センター指定管理者  
OMグループ

研修室、和室、体育館の利用料金に係る割増の免除の終了  
及び今後の割増の確認方法について

日頃から、まなびのやど福岡（福岡自治研修センター）をご利用いただき、感謝申し上げます。

当施設では、研修室、和室、体育館について、営利目的で利用する場合等に割増料金が設定されておりますが、令和5年7月の一般利用開始からこれまでの間、認知度を高め、より多くの皆さまにご利用いただけるよう、オープンキャンペーンとして割増しなしでご利用いただいていたところでした。

このたび、一般利用開始から一定期間が経過したことから、令和7年3月31日申請受付分をもって、下記の割増の免除を終了させていただきます。

令和7年4月1日申請受付分からは、別添「利用許可申請書」により割増の有無を確認させていただきます。

何卒ご理解いただき、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 営利団体の職員研修や交流会等を含め、利用者が営利目的で利用する場合（対価を伴う活動など直接的なもののほか、販売促進に係る勉強会など間接的なものを含む。）の額は、通常利用料金の2.25倍

（例）

- ・販売、買取、商談 等
- ・営利を目的とする広告、宣伝、展示、説明会、相談会、セミナー、ワークショップ、講演、塾・教室・スクール等の習い事 等
- ・営業、勧誘、販売促進の研修・勉強会、会議・打ち合わせ 等
- ・営利団体（株式会社、合同会社、合資会社、合名会社、総合会社、有限会社、特別目的会社、士業事務所、個人事業主等（利益を構成員に分配する団体））が生業として行っている業務又は準備行為（営利団体の交流会、団体説明会、採用試験、職員研修） 等

※ 対価を得ることを目的としない利用の場合は、上記1の割増は適用されません。

- 2 利用者が利用の際第三者から千円を超える料金を徴収する場合（事前・事後の徴収を含む。）の額は、通常利用料金の1.5倍

（例）

- ・入場料、会場使用料、機材借上料、参加費、受講料、授業料、講師料、検定費、材料費、資料代、会費、手数料、協賛金、賛助金、寄附金 等

※ 対価を得ることを目的としない利用の際、第三者から千円を超える料金を徴収しない場合は、これまでどおり通常利用料金で御利用いただけます。

【問い合わせ先】  
福岡自治研修センター指定管理者  
OMグループ（株式会社オーエンス）  
TEL：092-504-9151